

次のとおり、「新居浜市物品販売等指名停止措置要綱」に基づき、指名停止を行いました。

1 指名停止業者

損害保険ジャパン（株）愛媛支店新居浜支社

2 指名停止理由

損害保険ジャパン（株）は、（株）J E R Aを保険契約者とする損害保険ほかにおいて、独占禁止法に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

3 指名停止期間

令和6年12月13日から令和7年3月12日まで（3か月間）